

令和8年度貸切バス講習会 受講報告書の設問回答

問1

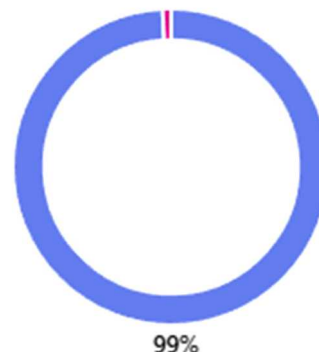
国土交通省では令和7年度より、中小の運送事業者を対象としたSAS・脳血管疾患・心疾患・視野障害のスクリーニング検査費用の一部を補助する制度が新設された。

正答：○

解説：令和7年度より国として、中小の運送事業者を対象にスクリーニング検査費用の一部を補助する制度が新設されました。補助事業費には限りがあるため、早めの申請が推奨されます。

【講習資料 p.2 1】

回答結果 ● ×



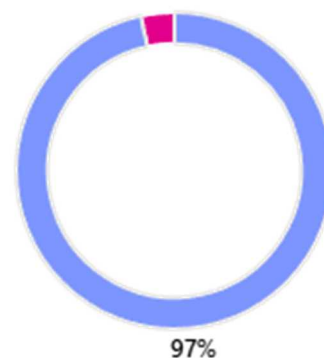
問2

運行指示書・業務記録・点呼の記録等の保存期間は、令和6年4月1日分以降、1年から3年に延長された。

正答：○

解説：運送引受書、手数料額を記載した書類、業務記録、運行指示書、点呼の記録については、令和6年4月1日分以降、保存期間が3年に延長されました。

【講習資料 p.4 3】



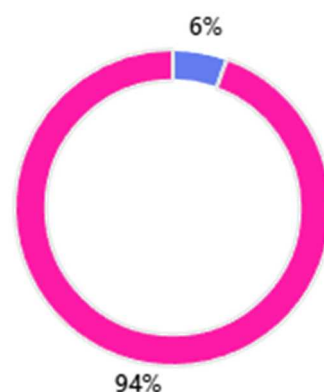
問3

点呼記録の電子ファイル保存には専用システムの導入が必須であり、紙媒体をスキャンしたデータでの保存は認められていない。

正答：×

解説：専用システムの導入は必須ではありません。紙媒体に記録したものをスキャンして保存する、表計算ソフトで作成したものをPDF等のデータで保存するなどの対応でも問題ないとされています。

【講習資料 p.4 3】



問 4

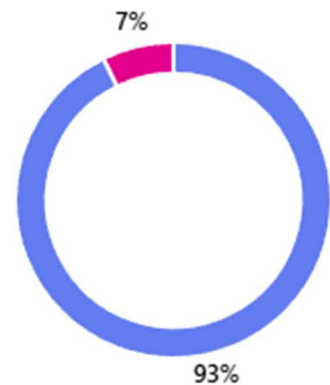
酒酔い・酒気帯び運行が確認され、飲酒運転防止に係る指導監督を怠っていた場合、初違反では 100 日車の行政処分が課される。

正答：○

解説：令和 6 年度の行政処分基準の改正により、飲酒運転防止に係る指導監督義務違反として**初違反 100 日車、再違反 200 日車**を課す基準が新設されています。

【講習資料 p.5 1】

回答結果 ● ×



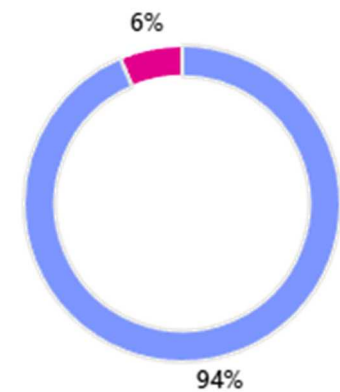
問 5

事業用自動車総合安全プラン 2030 において、貸切バスの個別目標として「乗客負傷事故件数 20 件以下」が設定されている。

正答：○

解説：プラン 2030 では業態ごとに個別目標が設定されており、貸切バスには「乗客負傷事故件数 20 件以下」が設定されています。

【講習資料 p 1 4.】



問 6

令和 5 年 1 0 月の整備管理者制度の改正では、大型車の車輪脱落事故が発生した場合、過去 5 年以内に同じ事故を起こした運送事業者の整備管理者に対して解任命令が出される制度が導入された。

正答：×

解説：解任命令の対象となるのは、過去 **3 年以内**に同じ事故を起こした運送事業者の整備管理者であり、5 年以内ではありません。この改正の背景には、大型車の車輪脱落事故件数が減少せず、令和 4 年度には**過去最大**となったことがあります。合わせて車輪脱落事故を起こした運送事業者に対する行政処分規定も追加されました。

【講習資料 p.3 2】

